

産業厚生建設委員会会議録（令和7年12月19日）

出席委員 水橋委員長 高川副委員長 安達委員 竹原委員 岩城委員 上田委員  
古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 石川健康福祉部長 長崎産業民生  
部長 北島建設部長 牧田医療保健課長 堀建設課長 荒  
俣上下水道課長 大村福祉課長 川口市民健康センター所  
長 横田市民課長 丸山生活環境課長 櫻井商工企画課長  
永田水産観光課長 北野農林課長 宮島都市計画課主幹

職務のため出席した事務局職員 石井局長 佐藤係長

午前10時00分開会

**水橋委員長** ただいまから、令和7年12月滑川市議会定例会産業厚生建設委員会に付託さ  
れた案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

安達真隆委員、高川正樹副委員長にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第58号から第63号まで及び第67号から第70号までの10議案を一括して議題とい  
たします。

常任委員会に付託された議案の説明については、全体委員会のみですることとなっ  
ております。

よって、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があ  
ればお願いいたします。

（特になし）

**水橋委員長** ないようでしたら、これより予算関係の議案の質疑に入ります。

議案第58号から第63号までの質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

**竹原委員** 議案書の58-12ページ、バスの関係。修繕費が上がっていますが、これは結

局大きな金額のものが上がっていて、じゃ、今年度はその前にも結構修繕して、予算もかけたと思うんですけど、同じ型のバスが数台あって、いずれまた同じ箇所が壊れる可能性があると思うんですよ。そういったケースで、当初予算で賄えなかった、予算措置できなかったから今回補正なんですけど、今後やっぱりある程度の予算を見ておかないと、毎回毎回この補正、補正というのになってしまわないかなということも考えられるんですけど、都度修理して予算化を図るのか、ある程度の予算を持っていて早急に対応していくのか、予備車があるからいいわという考え方なのか。その予備車にしても相当な距離数を走っていて、たまに走ろうと思ったら、ありゃ、壊れたというケースだってあると思いますし、そこら辺の考え方ですね。入替えをしていただければなおさらよしなんですけど、予算の使い方についてどうお考えか。

**丸山生活環境課長** 修繕費等につきましては、令和元年度以降、大体430万円から、令和5年度にかけて、多いときで760万円かかっていることがあります。

ちょっと予算のほうはあれなんですけども、事業費全体で考えると、補正する場合がありますし、しない場合もあります。

また今後、デマンドの絡みもありますので、今、実証運行する際に、どれだけの距離を走っているか、もしくはそのデマンドの使っているバスをコミバスに回せるかどうかというかも含めて、コミバスのマイクロバスをどうするかという話も含めて、今現在計画中です。

事業費内で対応できるときは補正はしていないんですけども、今回ちょっと、今委員おっしゃったように、1台の車が長期入った関係とか、あと予想以上に修繕がかかったということで、140万円を上げさせていただいております。

計画については、今、検討中でございます。

**竹原委員** 今、計画については検討中ということなんですけど、当然「よぶマイカー」が新しく実証実験に入って、じゃ、次の年にどうしていくかというのは、いわゆる受検してみないと分からないと。

朝夕の今までの「のる my car」の使い方を、例えば朝夕のいわゆるラッシュ時だけはマイクロバスで、日中は小型化にするという、多分そういう考え方で持っていくんだと思うんですけど、小型化にせよ、結局距離は走ると思うんですよ。だから、そこでやっぱり次の車両の入替えをどうしていくかというのを、また一緒に考えていただければなというふうに思います。それ以上は言いません。

**安達委員** これは質問でもやらせていただきましたけど、診療所開設等支援補助金のところを幾つか聞かせてください。

診療所開設等支援補助金交付要綱の中に、第6条に、滑川市診療所開設等支援補助金事前協議申出書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議しなければならないと、このように書いてありますが、今、案件2件というふうにお聞きもしておりますし、場所も浜加積、それから西加積というふうなことでお聞きしましたけども、この中身的に言ったら9項目ぐらい書類的なものを提出してくださいというふうになっておると、この開設等をする日の6か月前までに提出をしなければならないというふうに定めてあるんですけども、これというのは、今実際に補正で上がっていますので、6か月前ということなので、今12月なので、6月頃をめどに大体開設をされるという理解でよろしいですか。

**牧田医療保健課長** 今のご質問につきましてですけれども、開設時期につきましては、事前協議は6か月前までに提出しなければならないということになっておりますが、開設時期につきましては8年度中になるのではないかと。いずれも、新築ということ聞いておりますので、今からの時期になりますと、今年度の完成はちょっと難しいのではないかなというふうには考えております。

**安達委員** 6か月前までに提出をして、それからいろいろやると、当然1年ほど見たりと。前回の公園通りのほうでやられたのも去年ついておったやつが今年にずれ込んだというのも実際ありますし、ここに細かく、ちょっと調べたらこういうふうにいるいろいろ出ておったので、例えば今、新規でやられる、市民にとってはやっぱりいいことだと思っておりますし、別に反対とかそういうことで言っておるわけではなくて、結局、配置図、平面図、立面図等々とかいろいろあるんですけど、もしお答えできるのであれば、大体どのくらいの規模の病院等を考えておられるか、もし言えるのであればお聞かせください。

**石川健康福祉部長** 質問のほうでお答えしたとおり、入院施設はないものでございまして、ただ、整形外科とか形成外科でございますので、通常の待合室や診療室のほかに、処置室ですとか、その後のクーリング的なりカバールームですとか、そういった細かい部屋とかがあるような形のものになります。

全体としては300平米程度の建物になります。

**安達委員** 2か所とも大体その程度の大きさものということの理解でいいんですかね。

**石川健康福祉部長** はい、そうです。

**岩城委員** それと同じ関連したところで、今は新規の診療所のあれですけど、医療機器の補助、購入に3件補助したということでありますが、言われたかどうか知らんけど、それぞれ買う機器は違うというもんだ、それぞれ3件ね。そしたら、もし言えるなら個人名を聞かせてもらってもいいがだけでも、どこへどれだけの補助をした、どれだけのものを買うのにどれだけ補助したとかって、そういうことは言えますか。

**石川健康福祉部長** 今現在3つの診療所のほうから出ているものなんですけれども、見積書で来たもので想定で予算をつけさせていただいているものですから、実績でちょっと数字が変わる可能性もありますので、一応今は3件で860万円ですけど、若干数字は変わるかもしれないです。

場所的には、ワイヤレスエコーが尾上先生、おのうえこどもクリニックですね。あと、内視鏡2件がかづみファミリークリニックと荒川内科クリニックのほうから出ております。

**岩城委員** 総額で860万円という。

**石川健康福祉部長** そういうことになります。

見積額はこの倍額です。2分の1補助ですので、2分の1した金額が860万円ということとです。

**岩城委員** 内視鏡のやつはかづみさんと荒川さんということで、同じメーカーの同じものを購入されるがかな。

**石川健康福祉部長** 異なるものでございます。

**岩城委員** ということは、金額も違ってきておるとことや。

**石川健康福祉部長** 金額も異なります。

**岩城委員** 医療機器のことをあまり詳しくは分からんけど、勝手な議論かも分からんけども、価格的に我々からすれば高いものを購入すれば何となく品物がいいように思うし、どこが高い、どこが安いということは言わんけども、2つ、結局メーカーが違うがかな。

**石川健康福祉部長** あくまで先生のほうで更新の際にこれを入れたいというものを決められますので、うちからメーカー指定とかそういうことは一切しませんので、価格も異なります。

見積りの中では、値引きをした後の金額で出させていただいていますので、その値引き率とかもそこによって、そのときによって異なると思いますので、一律幾らというよう

な話は全くできない状況です。

**岩城委員** あれか知らんけども、先生によっちゃメーカーによって使いやすさ、使いにくさはあるから、慣れたやつをとという思いであるとは思うので、助成しておるからには、後々またどれだけの金額になるのか確認してやってください。

**安達委員** さっきちょっとお聞きするのを忘れまして、診療所開設等支援補助金、これは大浦議員の一般質問だったかな、それにも当然質問で出ておったと思うんですけど、今後、当初予算では大体1件と予算をつけておられます。今回2件ということで、2件目の補正ということで挙げておられますけども、先ほど申しましたように、だんだんやっぱり医者が少なくなっておる中で、増えていくのは当然すごくいいことだと思いますし、また、診療する科ですよ。整形と形成ですか、増えるということで、今後予算をつけていかれる中で、どこまで増やされていくのか。人口に対しての医者の数だとか、そういったようなことも含めて、当然これは目玉みたいな施策ですから、続けていかれるんだろうとは思うんですけども、これはやっぱり当初予算で1件のみでずっといかれて、もしまた出たときに補正というふうな形を取られるのか、後は年に1つだよとか、そういうふうに絞られていくのか、お聞かせください。

**石川健康福祉部長** 年に何件かということにつきましては、やはりその先生が開業したい、既存の病院を辞めるタイミングとか、そういうこともございますので、年度で幾つというふうに限定はしません。

ただし、当初予算は、市の予算全体のこともありますので、当初では大体1件にさせていただいて、手が2件、3件と上がったときには、今回のように補正対応をさせていただくこととなります。

**安達委員** 分かりました。質問の中にも出ていましたけど、科ですよ。これはやっぱり滑川市のほうで足りない科、どれが足りないのかと言われると分かりませんが、今後、逆にそういうどうしても欲しいなという科がどんどん増えてこればいいなと思うんですけども、今言われたようにずっと続けていかれるということですから、どこかでやっぱり整形ばかりだとか、そういうようなところでは精査されて、市のほうからの要望的な、こんな科が欲しいんだということでやっていただきたいなと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

**石川健康福祉部長** 今始まったばかりですので、診療科に制限は設けておりませんが、今ほど委員が言われましたように、今後開設される診療科が偏るような場合には、

その診療科についてはもう対象外とさせていただくというような形で、診療科の限定とかは今後させていただくことになります。

**安達委員** そこら辺また含めて、よく精査されればいいかなど。以前にも厚生連との協議の中でも、私もしゃべった中で、例えば厚生連の空きを使えないのかとか、いろんなこともご提案申し上げたら、病院のほうからもできるよというふうな回答もいただいていたので、そこら辺等々も含めて、またきちんとやっていただきたいなど。これは要望ですから返答は要りませんので、よろしく願いいたします。

**竹原委員** 次、58-15、観光船のお話についてちょっと聞きます。

本会議でこの修繕の内容について質問があって、部長のほうから一応これはマックスの金額を見積もっているという答弁だったと思います。

エンジンをばらしてみても、どこまで直さなければならないかというのは、開けてみると分からないということでありましたが、じゃ、開けてみて、もう部品の供給が停止したものが壊れています。いや、もう組めませんといった場合も私は考えられると思うんですが、そういった場合は何が何でも、ほかのメーカーのものを調達してでも、流用を利かせて、当然動くようにはしないと観光船事業ができないと思うんですが、仮になかったと。ない可能性もあるというやに聞いていますが、もしなかったら止めてしまうということでもいいがですか。

**永田水産観光課長** 今回のキラリンの修繕に関しましては、エンジンの気密性に問題があるということで、エンジンの調査を行ったところ、今回の修繕に関しては、部品の供給に関しては問題がないというふうに聞いております。

ただ、今竹原委員おっしゃられたとおり、今後部品の供給等に関しましては、足りないものが出てくる可能性は高いというふうにも考えられますので、今後の観光船の維持に関しましては、そういったものも含め、どのようにしていくかということを考えていかなきゃならないかなというふうには思っております。

**竹原委員** 一応修繕については分かったんですが、法改正で、再来年ですか、救命いかだとか云々ということで、必ずつけなきゃいけない装備というものは分かっておられると思いますけど、どれだけほどかかるのか。要は、来年予算化をして、つける段取りをつけないと、運航できないと思いますけど、今の腹積もりではどれぐらいかかると思っておられますか。

**永田水産観光課長** 法改正に関わる、いわゆる安全設備に関わるものとしては、恐らく今

後設置が必要になってくるものとしては、その救命いかだですとか、自動的に位置を発信する装置、こういったものが必要になってきます。

恐らく一番かかるものとするれば救命いかだではないかというふうに考えておりますが、今現在キラリンにどのように新型の救命いかだを設置できるかということについて調査をしているところでして、それによって必要な工事費等は恐らく見えてくるかなというふうに思っております。

いかだ単体については、恐らく二、三百万円ほど、物としてはかかるのではないかというふうには考えております。

**竹原委員** 中古で買ってから、いろんなところを修繕して、もう本当に買った以上の、倍以上のお金をかけているわけですから、今ここで法改正でまたお金がかかる、今後また壊れるかもしれないというリスクがあれば、水野市長は考えると言っていますが、もう早い決断をして取り組んでいかないと、ごまかしごまかしで運航して、いつ止まるかわからない。安全運航に支障が出ないように祈るばかりなんです、観光の目玉として観光船を走らせるのであれば、やはりいい船といいますか、安全な船を視野に造るのも早急に決断を出されたほうがいいかなと。担当課には求めません。多分市長は分かっておられますので。

**水野市長** 今委員言われたそのことも、前向きといいますか、そこも含めた形で今後検討はしていないといけない時期には来ていると思いますので、考えていきたいというふうには思います。

**竹原委員** とにかく小出しに修繕費を出すのなら、しっかりとしたものを造って長く乗れるというのがベターだと思います。

**古沢委員** 同じく58-14の中段、予防費の件ですが、全体委員会で説明は聞いたと思うんですが、ちょっと再確認なんです、説明欄ではワクチン等接種に係る委託料ということになっているんですが、これは説明は带状疱疹というふうに聞いたような気がするんですが、それ以外のものも含めてなのか、带状疱疹だけなのか。

それから、带状疱疹で言うと、これまでにどれぐらいの接種件数があったものなのかということとはわかりますか。足りないから補正されるんだと思うんですけど。

**川口市民健康センター所長** 予防費で今回補正要求させていただいた分についてでございますが、こちらにつきましては带状疱疹のワクチンの定期接種化というものが厚生労働省において、こちらの予算要求後に急遽決定したということもあり、主にその分という

ことで要求しているものでございます。

また、併せて新型コロナワクチンについてですが、こちらが令和6年度は定期接種になったんですけども、令和7年度について国からの補助がなくなったことから、その分の自己負担金が大幅に上がったということで、ちょっと接種の見込みを立てづらい状況にあったということも状況としてはございます。

委員おっしゃられた带状疱疹ワクチンのこれまでの接種状況でございますが、こちらで把握しております11月末までにおきまして、組換えワクチン、いわゆる不活化ワクチンについては656回、生ワクチンについては99回の接種がなされておるものでございまして、それぞれ1,000万円余りと60万円余りの費用をかけているものでございます。

**古沢委員** 定期接種になったんですね。これは国は出してくれんがけ。

**川口市民健康センター所長** こちらの带状疱疹ワクチンにつきましては、予防接種法におけるB類の定期接種となっております。厚生労働省においてはB類の定期接種については30%程度を地方交付税措置するというふうに言っております。

**古沢委員** 交付税措置だったら、当たったような当たらんような話だね。こう言っちゃ身も蓋もないけど。

さっき不活化ワクチン656回ということは、基本的に2回接種だったと思うんですね。ということは、2回済んだ方もおられるし、そうでない方もあると思うんですけど、ざっくり言ってしまうと、接種された人数ということで言うと、約半分ぐらいという考え方でいいんでしょうか。

**川口市民健康センター所長** こちらの定期接種については、対象となる方に4月に受診票等を送付しております。約2,000人の方に送付しております。

今ほど説明しました656回というのは、1回目の方、あと2回目の方を合わせた延べの接種件数でございますので、多く見積もっても25%ぐらいの接種率になるのではないかなというふうには思っております。

**古沢委員** この中には、いわゆる任意接種の部分は含まれていないと考えていいんですか。

**川口市民健康センター所長** こちらの分には、定期接種の委託料ということで、任意接種の分は含んでおりません。

**古沢委員** 任意接種だと、全部市からのということになるんですけど。

**川口市民健康センター所長** 任意接種の補助については、いわゆる不活化ワクチンで1回当たり1万円の補助、生ワクチンで5,000円の補助としているものですので、おおむね4

割程度は自己負担が発生する形になっております。

**古沢委員** 市の持ち出しは、自己負担4割ぐらいだったら、6割ぐらいが市の持ち出しという考え方。

**川口市民健康センター所長** そのとおりでございます。

**水野市長** 反対。

**柿沢副市長** 2万2,000円のうち1万円の部分。

**古沢委員** 1万円のほうだよ。

**水野市長** うちらは2万2,000円で1万2,000円払ってきておる。

**川口市民健康センター所長** すみません、間違えておりました。おおむね市の負担が4割で、自己負担が6割前後というふうに考えております。

**古沢委員** 細かいですけど、任意接種の方って、今年度4月以降って大分おられたもんですか。

**川口市民健康センター所長** 任意接種の方につきましては、すみません、詳細には把握はしておりませんが、金額としてこれまで100万円ほどの補助金の支出となっております。

こちらは生ワクチンと不活化ワクチンを合わせた金額となっております。

**古沢委員** しつこいんですけど、これはたしか1回だけなんですよね。任意接種も含めて、一生に1回だったっけ。任意接種1回したら、次、定期接種の年齢が来ても、その案内は来ないんですしたっけね。たしかね。

**川口市民健康センター所長** 厚生労働省のほうにおいて带状疱疹の定期接種の対象者に、過去に接種した者は除くというふうになっておりますので、現在において接種されたことを市で分かっている場合については、定期接種の案内はお送りしておりません。

**古沢委員** ここで言ってもしょうがないんですけど、たしか不活化ワクチンでも有効期間は約10年ぐらいというふうに聞いたと思っておりますけど、一生に1回ということになると、例えば今年接種して10年。例えば私の場合で言うとあと10年。また、有効期間は10年ぐらい。その後、有効期間がおおむね減っていった年齢になっても、接種対象ではないということになるんですよね。

**川口市民健康センター所長** 先ほども申しましたとおり、定期接種、任意接種含めて、一生につき1回と厚生労働省では定めておりますので、今回の定期接種については、65歳から100歳までの5歳刻みの方が対象ということで、これを5年間繰り返すことと厚生労働省はしておりますが、今後5年たった後、厚生労働省のほうでどういうふうになる

かというのは、また見守っていきたいと考えております。

**古沢委員** 一度発症したら、それで発症しないということにはならないのでね。私ごとで申し訳ないですけど、任意接種の市から補助を出していただくことを決断していただいて。私、受けていなかったら、私は2回目を発症しましてね。だから、1回発症したから2回目はないということにはならないので。これは国の定期接種の仕組みだから、国が決断してもらうしかないと思うけど、1回やったからそれで終わりでもいいという話ではないということ、ご存じの方もおられると思いますが、私は身をもって体験したので申し上げておきたいと思います。

以上です。

**竹原委員** 今の話ですと、私ら50代で、働き盛りだから予防のために打つわと思ったときに、10年後また機会があつて打たなならんと思つたら、60過ぎにまたもう一回、古沢委員が言われたようになるやも分からんと。

そしたら、50代の方に打ってもらったら、その後って今度は自腹だと。そしたら誰も関心が湧かんと思うがやけど。

そしたら、50代のときに1回打った人は、60代でももう一回補助するちゃとか、やっぱ2回セットで市は取り組んでもらわんと、なかなか打つ人はおられんがなげ。60過ぎてから打つわって思うがな、今のうちに予防線を張って打ってしまつて、10年たつたらまた市が世話してくれるし、もう一回打つわってならんかね。1回きりで終わりって、寂して寂してかなわんがなけど。

**石川健康福祉部長** やっぱりなるべく働き盛りの方に打っていただくということのほうがいいと思いますし、確かに2回目かからないかどうかというのは分からない話なんですけれども、5年たったときに厚労省の制度等もまたその動向を見て変えてくる可能性もございますので、また今後の推移を見守っていきたいと思います。

**竹原委員** 5年後だと言われますが、市の取組として、滑川市は働く皆さんを応援しますということで、このワクチン接種はちゃんと2回目も補助しますよという心配りがぜひあればいいかなと思っています。意見です。

**水橋委員長** ほかに質疑等ございませんか。

(質疑する者なし)

**水橋委員長** では、ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての質疑に入ります。

議案第67号から第70号までの質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

**安達委員** 議案第69号 中滑川複合施設の指定管理者の指定についてであります。今、実際にばいにゃこ村のほう指定管理者になっておられると思うがですけど、この69号を見ると、今回から指定管理者はばいにゃこ村グループ共同事業体というふうになって、代表者が株式会社マチベースというふうになって、構成員でマチベース、それからばいにゃこ村というふうな、この何か変な分け方になっておる理由をお聞かせください。

**櫻井商工企画課長** 今、メリカの指定管理者はばいにゃこ村さんにやっていたいておりまして、3年間としておるところでございます。

そのばいにゃこ村さんで3年間指定管理された中で出てきた課題とまでは言いませんけど、これからの5年間どう運営するかを考えた際に、ばいにゃこ村さんのほうでやれることと、ばいにゃこ村さんというのは一般社団法人で、どちらかというとなり非営利型の法人の性質を持っておりまして、そういったところできると、もう一社、代表となっております株式会社マチベースというものを設立して、こちらのほうはどちらかというとなり営利活動に特化した団体として活動することで、構成員の中にばいにゃこ村さんも入るものですから、お互いの特徴を生かした管理運営にしていきたいという思いがあらわれて、これからより一層、施設安定経営を目指して、自主事業によっても事業確保する、要は利益も生み出すようなマチベースといったものと一緒に連携してこれから指定管理に取り組みたいということで、こういった共同事業体を構成されて、指定管理者に応募されたものでございます。

**安達委員** ちょっと意味がよく分らんがやけど、非営利目的だとか営利目的、それは一般社団法人と普通の会社で違うことは分かっておるんだけど、その2つを合わせて構成させるという、その意味が分からない。それやったらどっか片一方だけでいいがんない。もし一般社団法人が非営利目的だというふうになるのであれば、それは外して、別にこのマチベースという会社だけでやられればいいんじゃないの。

これをこういうがして認めると、いろんな形態がこれから出てくると思うけど、どこでもこういうことをし出すよ。

これ、今言われるように非営利目的。初めはこのばいにゃこ村しかなかったんだらうとは思いますが、3年たった上で会社をつくられたんだらうとは思うんね。今言われたことはよう分かっておるが、こういうふうになら言われたような答弁で非営利目

的だとか営利目的だとかというふうにすると、それを結局目的として、こういうふうなことがこれから起きてこんかね。

**櫻井商工企画課長** これからほかの施設でもそういったことが起きるかどうかはちょっと分からないんですけど、このメリカにおいては、事業体を構成することで、今3年間管理運営してきたばいにゃこ村の実績といたしますか、あと、ばいにゃこ村さんが築き上げてこられた地域のネットワークとかを駆使できるというメリットもありますし、マチベースさんのこれからの施設運営ノウハウといたしますか、代表取締役が同じものですから、そういったメリットもございまして、組織面と資金面と、そこは株式会社のほうで管理することで、ばいにゃこ村さんが持つ地域ネットワークとかと組み合わせることで相乗効果が生まれると考えておりますので、そういった運営体制でやっていくことを、今そこで応募されたので、我々としてもそれで審査して、大丈夫だろうということで認めたものでございます。

**安達委員** そしたら、これは共同体ということで、2つの書類が出たという、そういうことなんだよね、きっと。

**櫻井商工企画課長** それはグループの共同事業体という1社からの申請書になりまして、その中で、今までやってこられたばいにゃこ村さんの実績ももちろん載せられていまして、1社からの応募になっております。

**安達委員** 今言われるように代表者が一緒だとすれば、何かそういう不具合が起きたからこういうふうにしたということなげ。その意味が本当分からんがやちゃ。何でこの2つをわざわざ。やっぱりそれこそ営利目的、非営利目的のために、ただただくっつけたというふうに普通は見るもんだちゃ、これを見たら。それも、ましてや市の指定管理に入るがにさ。別に俺、嫌いで言うとながじゃないがよ。こういうことはあまり見たことがないから、なぜにこんなことをわざわざする必要があったのかがちょっと本当に分からんがんね。

3年間やってみて、いいところを持っておられるがは、それもよう分かっておるちゃ。どんどん増えておるといことね。

だけど、そういうんなら、別にこの2つにする意味が何だろうなって。いろんな収支とかそういうことも、全然、完璧にきちんと分けていってもらわんならんようになってくるぜ、今度。共同体でやるんなら。ばいにゃこ村部門、マチベース部門という、収支だっば一んと本当にきれいに分けてもらわんと納得できんことになって。そういうこ

とだよ、結局は。

**水野市長** 今委員ご指摘のとおりだと思うんですけど、今出してこられた、これはやっぱり工事のJVと一緒に、ジョイントベンチャーを組んでやるよということで、このほうが自分のところの事業効果というか、そこが上がるという形で出してこられたので、今言われたように決算はきちんと分けてもらわなきゃいけないですし、そういった形で出してこられた書類をこちらのほうで審査した結果、こういったものでありまして、これも私は工事のJVと一緒にだなど、ジョイントベンチャーかなと思っていますけども。何か首をかしげていますけど。

**竹原委員** 今の話ですと、2つの要は会社に分けて申請を出した意図が全く分からんから安達委員は聞いておったわけで、私も聞くと、非営利団体だから、例えば市なり県なり国なりからの助成金なり交付金を頂いての事業はそこでやると。メリカの中で一般市民、地域の人を集めて、参加料幾らだとか、場所を貸して幾らの収入があるから、ここでこういった企画をやって、人がいっぱい来て利益が上がりましたと。そういった場合に、別会社に立てて、要は収入を別々にするがかなとふと思っただけで。要は、いわゆる税金対策じゃないけども、そういった事業をきれいに分けたいから、2つで共同体にされたんじゃないがかなという思惑というか意図が私は感じられるんですけど。

今までは一緒にたにばいにゃこ村さんで、市からの委託、指定管理料ももらいながらも、ほかから参加料をもらった企画の何がしのものをやっておったと。それを一緒にしたら、収入で全部上げて支出がどれだけだったとなったら訳分からんようになるから、株式会社で1つ、一般社団で1つということにされたんじゃないがかなと思うんですけど、当局はどう考えておられるがですか。担当課は。

**櫻井商工企画課長** 向こうさんからの、ばいにゃこ村グループの共同事業体さんからの応募書類の内容の中にもそういったことが書かれておりまして、これからマチベースでは貸し部屋のレンタルとか大ホールのレンタル、貸し部屋の使用料・利用料収入をどちらかというと請け負ったり、あとテナントさんの収入だとか、先ほども申し上げましたとおり、利益が上がるようなものの事業については株式会社マチベースのほうでやっこよということで、竹原委員がおっしゃられたような分け方のような考え方で、ばいにゃこ村としてはこれからはどちらかということ、マチベースと協力して、防災の啓発に当たるボランティアのような活動について、今まで培った知識だとか経験を生かしたものを一緒にやっていくというような格好で、お互い手と手を取り合ってこれから運営し

ていこうよというような分け方でやっていこうよと考えられて、応募されております。

**竹原委員** 最初からそう言ってもらえれば、それで分かったがに。

今度は、本年度もそうですけど、協力金という形で電気代だとかを補助されていましたが、分けた場合に、片方は株式会社で利益が上がっています。そこの施設の電気代、そこの利益から賄ってくださいと、か、ちゃんと言われるがですか。

それとも、指定管理料は年間決まっていますから、それを超えない範疇でやってくださいと思えば、マックスでいわゆる指定管理料を上げて、ほかでもし黒が出たら指定管理料を下げますとかということちゃあり得んがですか。

**櫻井商工企画課長** まず、今の補正予算の中にもありますけど、施設運営協力金のお話ですけど、今の3年間についてはこういった形で、一般質問の答弁の中でもお答えさせていただきましたけど、もともと見込んでいなかったものということで差額分を助成することにしておりますが、この5年間については、そういった物価高騰の、これから上がるだろうという見込みとか推計を立てて、施設運営協力金の分も含めた形での指定管理料を渡そうと考えておりますので、そういったものは今後出さないことと思っています。

**長崎産業民生部長** 少し補足させていただきたいと思います。

今回の指定管理については、民間のやる気を出す、そういったものを目的としておりますので、指定管理料については、原則、市への返還は求めないというような募集要領にはなっております。

あと、光熱費につきましては、一定程度、光熱水費とか人件費の伸びについては、指定管理料の中でその伸びの分は見ております。

ただし、急激な上昇というものがもし今後想定される場合は、改めて市と協議した上で精算するというものも要綱の中には記載しております。

**竹原委員** 急激な高騰といえば、私は電気代よりも通年の人件費だと思うがです。それを見込んでの次年度の契約だと思うので、株式会社で当然雇い入れる人件費もあれば、指定管理料の中で雇い入れる人件費もあると思いますので、そこは上手にしてもらわないと、ただただ少ないから下さいという協議の場に上げてもらっても弱るがじゃないがですか。

**長崎産業民生部長** そちらについてはちゃんと協議しながら、お互いの状況を確認しながら、例えば消費者物価指数等も参考にしながら、上昇分については協議するように決めています。

**竹原委員** こないだ頂いた収支報告書ですか。電気代は数十万円なのに、人件費が100万円、200万円単位で上がっているから、協力金が電気料等という、その等のうちのほとんどを人件費が占めていたように思うので、そういった電気代が上がったから何十万円じゃなくて、本来は中身は人件費が上がったからこうなっておるわけなので、そこはちゃんとしっかりと協議をしていただければと思います。

**長崎産業民生部長** 今ほどおっしゃられましたように、指定管理の決算書の中で全てまとめて見るものではなくて、賃金水準ですとか物価水準、それぞれの項目においてどれだけ上昇したかというものを考えて協議したいというふうに思っております。

**竹原委員** お願いします。

**水橋委員長** ほかに質疑、ご意見。

**安達委員** このマチベースという会社はいつできたんですか。

**櫻井商工企画課長** ちょっとだけお時間を下さい。

**安達委員** そしたら、どうぞ調べてください。その間にしゃべっておるちゃね。

今の契約ではばいにゃこ村だけだと思うがやけど、それは途中でこのマチベースも入れたとかそういうことじゃなくて、次の年度、要は4月からの分はこの共同体でやるよということで、今はマチベースという会社は入っていないんだよね。

**櫻井商工企画課長** 今は入っていないです。ばいにゃこ村としての指定管理になっております。

先ほどの安達委員さんのご質問ですけど、株式会社マチベースの登記簿、全部事項証明書を出していただいておりますので、それを見ると会社設立の年月日は令和7年9月1日となっております。

**安達委員** そしたら、実績も何もない会社というもんだね。この9月なら。

だから、普通に考えると、令和7年9月とかって今すぐちょっと前のことだねかね。結局何を言いたいかという、この前出た決算書みたいなもの、簡単な数字を見ると、やっぱり大分利益が出たんじゃないかと、こう言うたくもなるがやちゃ。だから、それを今聞いたのは、ましてや7年9月につくった会社をまたそうやってやると、方々から言われるよということを言うとするがやちゃ。

今回その3年間でどれだけの利益が出たんよと追求する人がやっぱおると思うがやちゃ。議員さんの中でもやっぱおられるから。そういうがを言う人もね。

だから、そこはやっぱきれいにしておかないと駄目だよということを申し上げておる

わけであって、別に文句を言っておるわけじゃないがやちゃ。文句を言っておるように聞こえるかもしれんけど。

でも、普通の経営者からすると、そこを見たら思うがやちゃ、やっぱり。利益が出たからつくったんやちゃと思われてもおかしくないということ言うておるがで、そこをもうちょっと精査してほしかったなと思うがですけど、いかがですか。

答えれんがならいいけども、今3年間の実績は我々が見ておっても分かりますよ。ちゃんとやっておられるし、別にそうじゃないんだけど、やっぱりいろいろ言いたい人ちゃおるもんでさ。じゃ、こういうものをつくったら、やっぱりえらいもうかったんやのって、こうなるから、そこら辺はやっぱりもうちょっと今後いろいろやられるときに、もしやるんなら、例えば新しい会社でやらせるとかさ。今までばいにやこ村でやっておったんを変えて新たな会社としてやるとか、そういうふうにしていかないと、こうやって構成させたってなると、さっき市長も言われたけど、当然JV的な感じで、いいところ取りでやりゃいいねかと思うけど、そうじゃない部分も必ず出てくるということながやちゃ。

我々もそうやって、例えば民間の商売をしておって、あいつはえらいもうかったから、もう一つ黙って会社つくったじゃと言われるのと一緒やということなんやちゃ。

だから、市の指定管理の業者とすれば、やっぱりそこら辺をもうちょっと冷静というか、きちんともうちょっと見てほしかったなという思いであります。別に答えはいいですよ。意見でございます。

**水橋委員長** ほかにございますか。

(質疑する者なし)

**水橋委員長** では、質疑等がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

**水橋委員長** 申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第58号から第63号まで及び第67号から第70号までの10議案を一括して採決を行います。

議案第58号 令和7年度滑川市一般会計補正予算(第3号)

第1表 歳入 所管部分

- 歳出 第2款 総務費（ただし、生活環境課所管分）  
第3款 民生費（ただし、子育て応援課所管分を除く）  
第4款 衛生費  
第6款 農林水産業費  
第7款 商工費  
第8款 土木費  
第12款 諸支出金  
第14款 災害復旧費

第3表 地方債補正

- 議案第59号 令和7年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第60号 令和7年度滑川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第61号 令和7年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）  
議案第62号 令和7年度滑川市水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第63号 令和7年度滑川市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議案第67号 滑川市農村研修センター条例を廃止する条例の制定について  
議案第68号 動産の取得について  
議案第69号 中滑川複合施設の指定管理者の指定について  
議案第70号 滑川海浜公園の指定管理者の指定について  
以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

**水橋委員長** 賛成多数。よって、付託案件、議案第58号から第63号まで及び第67号から第70号までの10議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時56分議決

**水橋委員長** 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他。その他事項で、当局のほうから何かありましたらお願いします。

**櫻井商工企画課長** 商工企画課からは、ふるさと融資制度による貸付けについてご報告させていただきます。資料は、お手元に配付しておりますA4資料1枚になります。

まず、1、制度概要でございますが、ふるさと融資は、地域振興に資する民間投資を

支援するために、地方公共団体が長期の無利子資金を民間事業者に融資する制度でございます。

融資を実行する地方公共団体は、資金調達のために地方債を発行して融資することとなりまして、無利子で融資する制度であることから、その償還に係る利子負担分は地方公共団体の負担となるわけですが、その一部、75%が国から交付税措置されるものとなっております。

この制度を活用して融資を行うときは、民間事業者と地方公共団体の間に、一般財団法人地域総合整備財団、通称ふるさと財団が入って、融資の相談や投資の案件の調査検討、貸付・償還手続などの事務を行うものでございます。

続きまして、2、貸付けの概要となりますが、融資を実行する地方公共団体は、今回は市、滑川市になります。

市が起債を起こした額を貸付けする相手先、設備投資する民間事業者は、(1)にありますファインプラス株式会社になります。

こちらの会社は追分の滑川工業団地内にある会社になりまして、右下に小さく図面がありますが、建設予定地を載せてあります。

ファインプラスさんの設備投資の中身でございますが、今回議会へ説明を行うことのできる承は得ておるものでございますが、設備投資の中身、内容につきましては、会社としてはまだほかに外にどこにも出していないということですので、この議会の中でとどめておいて、公には外には出さないようお願いしたいと思います。

(2)となりまして事業概要ですが、EV市場の成長・取引拡大を背景としたEV車向けの電装コネクタ事業を拡大するべく、新工場の建設や増産体制の構築を図るものでございます。

(3)ですが、ファインプラスさんが新工場を建設する期間は、令和8年1月、来月から令和9年の2月から3月にかけてでございます。年度で言えば令和7年度から令和8年度にかけて行い、総事業費約30億円のうち、貸付対象費用としては約28億円となるものでございます。

(4)ですが、工事が完了してから貸付けが始まりますので、令和8年度の末頃に貸付けを実施し、10億5,000万円を無利子で、20年間の期間で償還するものとなっております。

その資金調達計画・スケジュールが(5)となりまして、1の制度概要でもちょっと

説明させていただきましたが、貸付対象事業費の約28億円から国庫補助金7億円などを控除した額、21億円の半分が融資額となっております。

令和7年度中は民間金融機関からの借入れ等で賄って、令和8年度末にふるさと融資、予定ですけど10億5,000万円の融資を実行することとなります。

(6) その他としまして、今後についてでございますが、令和8年度末頃に貸付けを予定しておりますので、来年度の当初予算に10億5,000万円を貸付金として予算計上する予定としております。

私からは以上です。

**水橋委員長** では、宮島都市計画課主幹。

**宮島都市計画課主幹** それでは、都市計画課より説明させていただきます。

今回、滑川市立地適正化計画の策定について説明させていただきます。

今後人口減少が進む中で、持続可能かつ安全・安心に暮らせるまちづくりを実現するために、滑川市立地適正化計画の作成を進めています。

都市計画課では、令和6年度から令和7年度、2年間を作業期間として、令和8年度——来年度ですね——一応計画を開始する予定としております。

これまでの経緯としまして、6年から7年の7月ぐらいまで検討・設定をさせていただいて、庁内検討委員会を計4回、住民アンケートは昨年の12月に行いまして、外部委員会を計5回、意見交換会は今年の8月に実施しまして、都市計画審議会2回を経て、素案のほうが出来上がりましたので、今回この概要を説明させていただこうかと思っております。

今後の予定としましては、1月にパブリックコメント、2月に庁内検討委員会を開いて、都市計画審議会を経て、4月に開始をしたいと思っております。

それでは、次のページの冊子、16ページの冊子で説明させていただきます。

計画のスケジュールは、先ほど言いましたとおり、6年度から7年度までの2年間で作業を進め、その後、8年度、計画を実施する予定です。

これまでやった形のことを、通じて慎重に検討を進めてきたところで、今回の計画は本編1章から9章の構成で120ページほどあるんですが、これを説明するのはちょっと難しいので、今回は概要版で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

背景と目的を説明していきまして、立地適正化計画の位置づけとしており、計画の目標

年次は8年度から令和28年度までの20年間とし、5年間ごとに計画の進捗状況を検討し、必要に応じた検討を見直しすることにしております。

次に、2ページ目をお願いいたします。

2ページ目は基本的な方針、目指すべき都市骨格の構造を示しており、中心拠点を見詰め直し、地域・生活拠点からのアクセスを向上させ、住んでみたい、行ってみたいに加えて、住んでいて良かった、住んでみて良かった、来てみて良かったなどへつなげるまちづくりを掲げて、あいの風とやま鉄道、富山地方鉄道で滑川駅周辺から中滑川駅周辺を中心拠点として、各学校、校区を地域・生活拠点との各拠点と交通ネットワークにてつなぐものとして、イメージとして目指す都市計画骨格構造としております。

次のページをお願いいたします。

3ページ目からは、本計画の主要部分となります居住誘導区域の設定となります。

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、医療、福祉、子育て支援、商業などといった生活サービスやコミュニティーが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域とされています。

当該区域の設定といたしましては、用途地域内であり、公共交通のアクセス性が高い範囲とします。

その範囲から、災害リスクのある区域といたしまして、津波災害警戒区域、浸水深さ0.3メートル以上と、準工業地域や工業地域といった工業系の用途及び市内西側の大規模な未利用地を除くこととして、その上、地形地物と用途地域を境界として設定しました。

次のページの4ページ目です。

図①が居住誘導を検討する範囲で、用途地域内、公共交通のアクセス性が高い範囲、黄色着色部分を示しております。

その下が居住に適さない区域、これが海岸線、津波等の災害リスクのある区域、これが青色で示してある部分、旧国道沿いの工業系の土地利用の区域、赤、薄黄色の区域と、市内西側の大規模未利用地、緑色のところを示しております。

次のページの5ページは、図①の居住誘導を検討する範囲と図②の居住に適さない区域を引いたものを居住誘導区域の設定としております。黄色の着色部分を居住誘導区域としております。

誘導区域の面積としては421ヘクタール、人口は1万423人、人口密度は24.8人／ヘク

タール、滑川市の用途地域に占める割合は63%となっております。

次のページをお願いいたします。

6 ページ目からは、都市機能誘導区域の設定となります。

都市機能誘導区域は、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業等が集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性の高い区域等、都市の拠点となるべき区域とされています。

当該区域の設定といたしまして、滑川市都市計画マスタープランにおけるにぎわい創出拠点を基本とし、都市の拠点となるべき区域、都市機能が一定程度充実している区域、こちらにつきましては、住民アンケートの結果や都市機能の市内の分布図に基づき決定しております。

また、滑川漁港、ほたるいかミュージアム、はまなす公園周辺や橋場・瀬羽町地区を観光拠点・商業機能の維持・強化を図る区域として、居住誘導区域の外側に都市機能誘導区域として設定しています。

それでは、図のほうをちょっと説明させていただきます。次のページ、7 ページです。

7 ページ上部、①は、滑川市都市計画マスタープランのにぎわい創出拠点となるイメージ図を示しております。

そして、その下、図②は国の指針に基づく設定で、都市の拠点となるべき区域で、幹線道路沿線、スポーツ・健康の森公園周辺区域を示しております。

次のページをお願いいたします。

8 ページの上部、③は観光拠点の強化区域で、左側は滑川漁港を示しております。その右側は橋場・瀬羽町地区の周辺を示しております。

そうしたことを重ね合わせた下の図となっております形で、図①②③を足したものを都市機能誘導区域の設定図と示しております。黄色に着色した部分となります。

都市機能誘導区域の面積としては240.6ヘクタール、用途地域に占める割合は36%となっております。

次のページには、居住誘導区域と都市機能誘導区域を合わせた形で、用途地域区分の重ねた図面となっております。

用途に塗り分けずに、青色の線の区域が居住誘導区域、赤色の線の区域が都市機能誘導区域としております。

次のページをお願いいたします。

10ページ目は誘導施設の設定で、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設とされ、既に都市機能誘導区域内に立地し、今後必要な機能として区域外への転出・流出を防ぐために設定することを考慮したものを表にしております。

次のページをお願いいたします。

11ページ目は誘導施策で、中心部への移住・定住促進を基本方針として、まちなか住宅取得支援事業や民間宅地開発事業補助金の制度見直しなどで誘導を図る取組の施策をまとめてあります。

次のページをお願いいたします。

次からは基本的には防災指針の事柄ですが、この本計画には必須ではありますが、主要項目ではないので、この場では省略させていただきます。

最後のページ、一番最後、裏面をお願いいたします。

16ページの、今回の都市計画持続の発展へ向けて達成すべき具体的な目標を設定しております。

居住誘導区域内の人口密度、公共交通利用者数、地価、財政状況を目標と設定しております。

その下、8-2で、本計画の施策や目標達成により期待される効果を評価する指標を定めております。

それは、市民アンケート調査、住みよいまちの割合ということで、令和28年度には80%。居住誘導区域内の新築住宅着工数、目標ですが、28年度、累計ですが500棟を目指しております。

なお、本計画に記載した施策・事業実施状況については、5年ごとに妥当性を検証しながら、適宜計画の見直しを行っていく予定です。

改めてにはなりますが、この計画は、人口減少が進む中でも持続可能なまちづくりを目指すものであります。

居住誘導区域、都市機能誘導区域を設定し、様々な誘導施策を設定することで、緩やかな人口誘導を図りたいと思っております。

また、公共交通と連携させることによって、安全・安心かつ利便性の高い都市機能集約を実現し、まず全体の活力を維持することを目的に策定しております。

最後になりますが、計画の具体的なスケジュールとして、先ほど申しましたパブリックコメント、都市計画審議会を経て、令和8年度から計画を正式にスタートさせる予定

としております。

以上にて説明は終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**水橋委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑のある委員はおられますか。

(質疑する者なし)

**水橋委員長** それでは、委員の方からほかに何かございませんか。

(特になし)

**水橋委員長** では、ないようですので、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時16分閉会